就学援助費の入学前支給の申請受付を12月2日（月）から開始

問学校教育課　☎・有(582)1141　FAX(582)9441

経済的にお困りの保護者は、就学援助費のうち新入学学用品費（通学カバンや制服などの入学準備に必要なものを購入する費用）を、入学前の2月（予定）に受け取れます。

対申請日に市内在住〔令和7年3月31日（月）までに市外へ転出予定の人を除く〕で、子どもが令和7年4月に市立・国立・県立・私立の小・中学校に入学予定で、下記のいずれかに該当する保護者など

①児童扶養手当を受給している人
②市民税が非課税の人
③市民税が減免されている人
④個人事業税が減免されている人
⑤国民年金保険料が免除されている人
⑥国民健康保険税が減免されている人
⑦生活福祉資金の貸付けを受けている人
⑧失業対策事業適格者手帳を持ち、日雇いまたは職業安定所で働いている人
⑨同一生計を営む（同居している）世帯全員の令和5年中の合計所得額が基準以下の人
（基準は世帯構成や年齢によって異なります）

支給予定額　新小学1年生：57,060円／人
新中学1年生：63,000円／人
※令和6年度入学生の額であり、令和7年度は改正される場合があります

申12月2日（月）～27日（金）に右記申込フォームまたは直接、上記へ申し込み。
※窓口申請は平日午前8時30分～午後5時15分
※令和6年1月2日以降に守山市へ転入した人は、オンライン申請不可

申込フォーム

申請に必要なもの

・申請者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）
・証明書類（対の③～⑧に該当する人のみ）
・申請書（窓口申請の場合に必要。申請書は上記に設置。または市ホームページからダウンロード可）
・振込口座（通帳）の支店名、口座番号、口座名義が分かる面のコピー
※今年度と同じ口座の場合は、コピーの省略可。
窓口申請で省略する場合は、申請書に「現在と同じ」と記入してください。

他・支給要件に該当しないことが判明した場合は、当該援助費の返還が必要です。
・審査を行うため、申請した人全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
・令和7年4月以降の就学援助を希望する場合は、入学前支給を受給した人でも令和7年3月に「令和7年度就学援助費」の申請を行う必要があります。

国民年金保険料は納めた全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告で、令和6年1月1日～12月31日に納めた全額が社会保険料控除の対象で、過去の年度分や追納保険料なども含まれます。また、自分だけでなく、家族の保険料を支払っている場合、合わせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書※」などを添付する必要があります。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。
※日本年金機構から右表の時期に対象者宛てに発送されます。

発送時期	対象者
10月下旬～11月上旬に順次発送	令和6年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人
令和7年2月上旬	令和6年10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した人

問・ねんきん加入者ダイヤル　☎0570(003)004（ナビダイヤル）
※050で始まる電話でかける場合は　☎03(6630)2525
受付時間：月～金曜日午前8時30分～午後7時、第2土曜日午前9時30分～午後4時
※12月29日（日）～1月3日（金）は利用不可
・日本年金機構草津年金事務所　☎(567)2220
・国保年金課　☎・有(582)1120　FAX(583)9738

日本年金機構ホームページ